

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年能登半島地震に伴う水準測量(輪島地区)
業 務 概 要	令和6年能登半島地震に伴い、能登半島及びその周辺の広範囲に渡って測量成果の公開を停止しており、公共測量の実施に支障をきたしている状態である。 本業務は、測量法31条に基づき測地基準点(水準点)の再測量を実施し、復旧・復興事業や災害防止に必要となる正確な位置情報を提供することを目的に行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 年 月 日	令和 6年 3月 1日
契 約 業 者 名	株式会社中庭測量コンサルタント 法人番号 9010801014684
契 約 業 者 の 住 所	東京都大田区
契 約 金 額	16,280,000円(税込み)
予 定 価 格	16,313,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	本業務は、被災地において実施される災害復旧・復興事業に不可欠な「正確な位置情報」を迅速に提供することを目的としており、契約までの期間を最小限とする必要がある。緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方は、「災害時における緊急測量作業実施に関する協定書」に基づき(一社)全国測量設計業協会連合会(以下、「全測連」)への協力要請を行ったうえで、特定した。 具体的には、緊急測量作業候補者登録名簿(水準測量)に登録している者への調査要請を全測連に行い、対応可能な回答があった者について審査を行った。審査の結果、必要な要件を全て満たしており、さらに迅速かつ適切に業務を完了できると判断できる者を特定し、契約の相手方とするものである。
業 務 場 所	
業 種 区 分	基準点測量
履 行 期 間 (自)	令和 6年 3月 1日
履 行 期 間 (至)	令和 6年 7月 17日
備 考	